

情報公開請求書(控)

受付番号

114

- ① 区 長
- 2 教育委員会
- 3 選挙管理委員会
- 4 監査委員
- 5 農業委員会
- 6 議 会

(郵便番号) 158-0094 平成 14 年 2 月 8 日

住 所 世田谷区玉川 3-29-21

氏 名 向谷 正夫
ふりがな ひか いや まさお

電 話 (3700) 6741

(法人その他の団体にあっては、名称・事務所等の所在地及び代表者の氏名)

世田谷区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり情報の公開を請求します。

請求者の区分	<p>該当番号を○で囲んで、必要事項を記載してください。</p> <p>① 区内在住の方</p> <p>2 区内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体 <small>(名称 所在地)</small></p> <p>3 区内在勤の方<small>(名称 所在地)</small></p> <p>4 区内在学の方<small>(名称 所在地)</small></p> <p>⑤ 区の事務事業に利害関係のある方 <small>利害関係の内容 二子玉川東地区再開発事業によって影響を受ける地権者、住民の生活と権利にかかわる問題について 解明するため</small></p>
	<p>情報の件名又は内容</p> <p>1. 世田谷区が作成もしくは保有している二子玉川東地区再開発にかかわる事業推進計画、もしくはそれに類する図書、</p> <p>① 資金計画の試算根拠</p> <p>② 概略のモデル権利変換</p> <p>③ 経営採算計画の検討など、<small>保留床処分、事業床処分、住宅の処分、</small></p> <p>2. 都市計画決定の前提となつた「70%以上の権利者の合意を得た」とする根拠を証明するもの。</p>
公開の方法	<p>該当番号を○で囲んでください。</p> <p>1 閲覧 ② 写しの交付(□郵送希望) 3 視聴</p>

- (注意)
- この請求書に対する決定は、請求を受理した日から起算して15日以内に行い、速やかに文書により通知します。ただし、15日以内に決定することができない場合は、その理由を明記して文書により通知します。
 - この請求書(控)は、通知書がお手元に届くまで保管しておいて下さい。

(問合せ先)

世田谷区総務部区政情報室 電話 (5432) 1111 内線 2097
 世田谷区総務部区政情報課

